

○第 278 回動物用医薬品専門調査会議事概要メモ（非公開）

日時：令和 7 年 3 月 24 日（月） 14：00～17：06

議事概要

（1）動物用医薬品（ワクチン添加剤）に係る食品健康影響評価について

審議の結果、評価要請されている添加剤について、動物用ワクチンの添加剤として使用される限りにおいて、人への健康影響は無視できる程度であることが了承され、食品安全委員会に報告することとなった。

（2）動物用医薬品（トルトラズリル）に係る食品健康影響評価について

審議の結果、トルトラズリルの許容一日摂取量（ADI）を 0.01 mg/kg 体重/日とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

（3）動物用医薬品（グレプトフェロン及びトルトラズリルを有効成分とする豚の注射剤（フォーセリス注射液））に係る食品健康影響評価について

審議の結果、「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えた」とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

（4）動物用医薬品（ケトプロフェン）に係る食品健康影響評価について

審議の結果、ケトプロフェンの ADI を 0.00065 mg/kg 体重/日とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

（5）動物用医薬品（ケトプロフェンを有効成分とする牛の注射剤（ケトフィス））に係る食品健康影響評価について

審議の結果、「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えた」とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

（6）農薬・動物用医薬品（ピペロニルブトキシド）に係る食品健康影響評価について

審議の結果、継続審議となった。

*** トルトラズリル：**

コクシジウム症の予防及び治療のための抗寄生虫剤で、日本国内で動物用医薬品として承認されています。

*** グレプトフェロン及びトルトラズリルを有効成分とする豚の注射剤（フォーセリス注射液）：**

鉄剤及び抗寄生虫剤を一つの製剤に配合した子豚の注射剤です。

- * **ケトプロフェン：**
非ステロイド性抗炎症薬で、海外及び日本において動物用医薬品として承認されています。

- * **ケトプロフェンを有効成分とする牛の注射剤（ケトフィス）：**
牛の呼吸器病における解熱を目的とした動物用医薬品です。

- * **ピペロニルブトキシド：**
ピペリン酸の誘導体であり、昆虫の薬物代謝酵素を阻害することで、薬物代謝が抑制されることにより、殺虫剤の効力を増強させる化合物です。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。